

令和5年 第7回留寿都村農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和5年8月31日
2. 開会時刻 午後 1時28分 開会
3. 閉会時刻 午後 1時58分 閉会
4. 開催場所 留寿都村役場第1会議室
5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	大友清光	6	石井功	11	吉本康朗
2	高田勝	7	今井稔		
3	西原達也	8	西原敏		
4	佐々木直樹	9	合田和弘		
5	吉川明美	10	佐竹功次		

6. 欠席委員
なし
7. 会議規則第12条第3項の規定により出席した者の職氏名
事務局長 工藤 勝一
主 事 佐藤 優大
8. 総会の議案 別紙のとおり。
9. 発言の要旨及び議事の概要
 - (1) 吉本会長が席につき議事を進行する。
 - (2) 会期を本日1日限りと決定する。
 - (3) 議事録署名委員に、1番大友委員、2番高田委員を指名する。
 - (4) 発言の要旨は別紙のとおり。

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>只今から令和5年第7回留寿都村農業委員会総会を開会致します。直ちに会議に入ります。本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。それでは、開会に当たりまして、吉本会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき、1番大友委員、2番高田委員を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>それでは、日程3、議案第1号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号につきましては、合意解約の案件となっております。議案の3頁をご覧ください。</p> <p>No.1について説明いたします。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします。議案第1号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは議案第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程4、議案第2号について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請の案件となっております。議案の5頁をご覧ください。</p> <p>No.1について説明いたします。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>続きまして、No.2について説明いたします。</p>

	<p>(読み上げにより説明) 説明は以上です。</p>
議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声) それではお諮りします。議案第2号について、原案どおり決定してよろしいか。 (異議なしの声) それでは議案第2号を原案どおり決定いたします。 続きまして、日程5、議案第3号について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号は農地パトロールについてです。議案7頁をご覧ください。 農地パトロール(利用状況調査)につきましては、農地法第30条に基づき、毎年1回、農地の利用状況について調査を行うものであります。 それでは、初めに対象農地について説明いたします。 対象となる農地は、管内のすべての農地が対象となります。 その中で、遊休農地、遊休化の恐れがある農地がないか確認していただくこととなります。 遊休農地の基準については、過去1年以上にわたり、農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による草刈り、耕起等の農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みがない農地となっております。 次に遊休化のおそれがある農地の基準については、耕作者が死亡した場合や遠隔地に転居したことにより、今後耕作されない可能性がある農地となっております。 続きまして、農地パトロールの実施方法についてご説明いたします。 議案の8頁の「留寿都村農地地区別分布図」をご覧ください。 この地図と、すでに配布している担当地区の地図を参考に、担当地区の農地について確認し、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地を地図等に記録していただきます。 具体的な方法としましては、 ① 一筆ごとに、まず道路からの目視で確認します。ただし、災害その他の事由により、その土地への進入路が荒廃しているため立ち入ることが困難な場合はこの限りではありません。 ② 道路からの目視により雑草が繁茂しているなど、遊休化等が確認された場合は、利用状況の写真を撮り、その旨を地図等で記録願</p>

	<p>います。なお、既に山林化されている個所は調査することが困難なため、目視で確認できれば調査したものとみなします。</p> <p>実施期間については、令和5年9月22日（金）までとし、実施結果をそれぞれ農業委員会事務局に報告をお願いします。</p> <p>令和5年9月22日（金）までに報告があった農地につきましては、次回の総会時に皆さまにご覧いただき、再生可能な農地かどうかの判断を実施したうえで、その農地の所有者等に対して「利用意向調査」を実施し、農地の利用意向を確認することとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>それではお諮りします。議案第3号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは議案第3号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程6、協議第1号について事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>協議第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく留寿都村農業経営基盤強化促進基本構想（案）に係る意見聴取となっております。</p> <p>本件につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、基本構想の見直しを行う際に、農業委員会の意見を聴取する必要があることから、見直し内容についてご説明し、ご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>それでは、議案の10頁をご覧ください。農業経営基盤強化促進基本構想要約調書という形で、見直し内容について簡単に載せております。</p> <p>今回の見直しの根拠については、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、北海道が策定する北海道農業経営基盤強化促進基本方針が改訂されたところですので、市町村が定める基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条第3項で、都道府県の基本方針に即するものとされているため、見直しするものであります。</p> <p>見直しの内容については、法改正に合わせた①～③の記載文言の修正するものです。</p> <p>見直し箇所については、議案11頁から議案36頁の基本構想案に朱書きで記載しております。</p> <p>（読み上げにより説明）</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。このことについてご意見等ありましたらお受けいたします。ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは協議第1号についての意見聴取を終わります。</p> <p>本日、予定した案件は全て終了いたしました。皆さんから何かございませんか。(特になしの声)</p> <p>それでは、事務局から諸般の報告を願います。</p>
事務局	<p>諸般の報告をいたします。</p> <p>(資料を基に報告)</p>
議 長	<p>その他、なければ以上をもちまして、令和5年第7回留寿都村農業委員会総会を終了いたします。</p>
	<p>以上、議事録をもって顛末とする。</p> <p>閉 会 午後 1時58分</p>